

水資源保全地域のイメージ

ア 地表水の場合

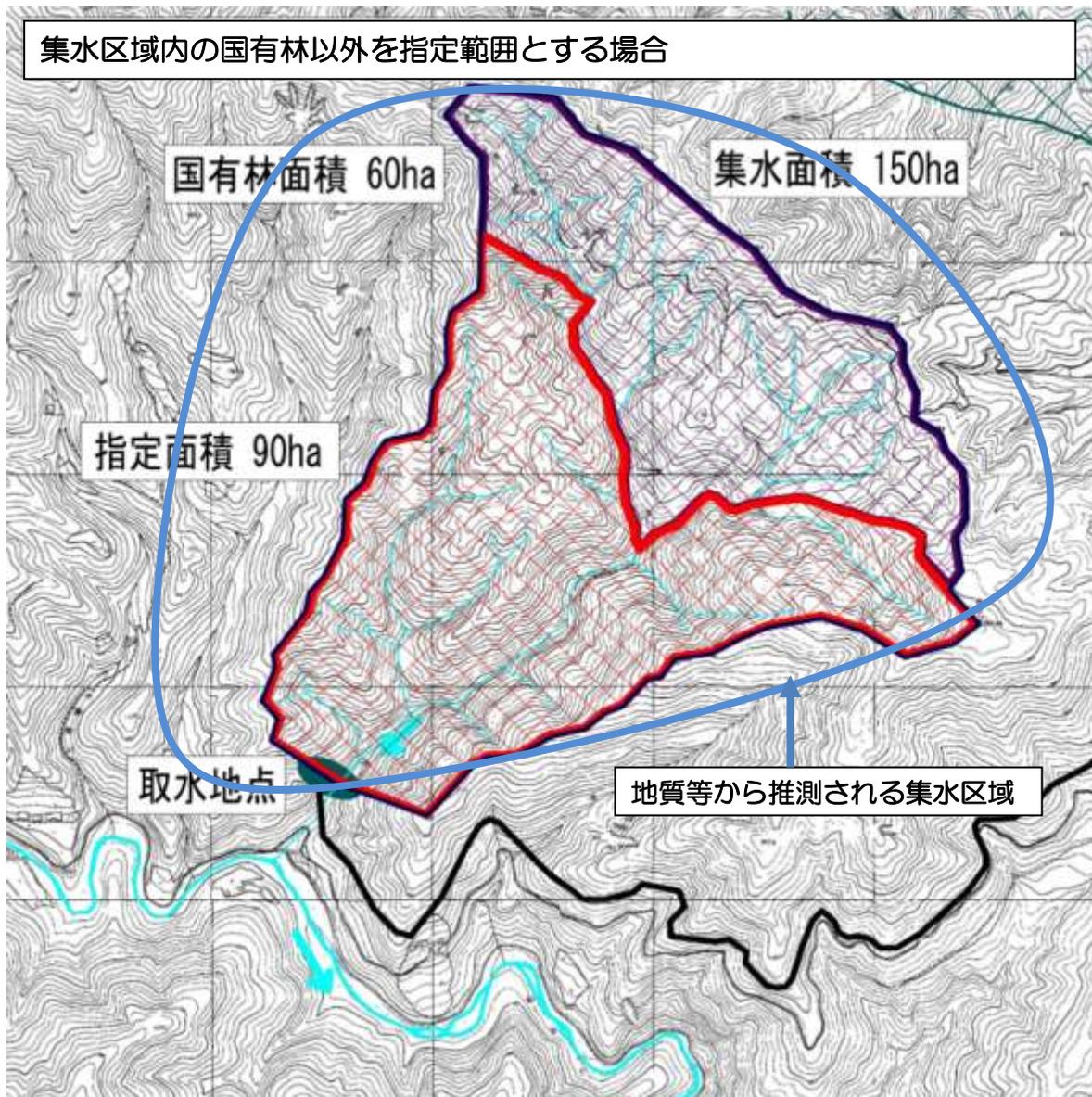
取水地点及び集水区域の全部を基本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況から、集水区域にかかわらず区域を設定すべきと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域を超えて設定することができるものとする。

また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とすることができるものとする。

(下のイメージは、集水区域から国有地を除いたイメージ。)

集水区域内の国有林以外を指定範囲とする場合



ア 地表水の場合 《続き》

取水地点及び集水区域の全部を基本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況から、集水区域にかかわらず区域を設定すべきと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域を超えて設定することができるものとする。

また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とすることができるものとする。

ただし、集水区域が広範囲に過ぎて土地取引の事前届出制度の実効性を確保できない場合については、水資源保全地域を指定しないことができるものとする。

(下のイメージは、上田市内において千曲川から取水した場合の集水区域を表示したもので、広範囲に過ぎて事前届出制度の実効性を確保できず、かつ、一部に限定しても指定する意味がないので、指定しない。)

集水区域が広範囲に過ぎて指定できない場合



千曲川からの取水地点

集水区域

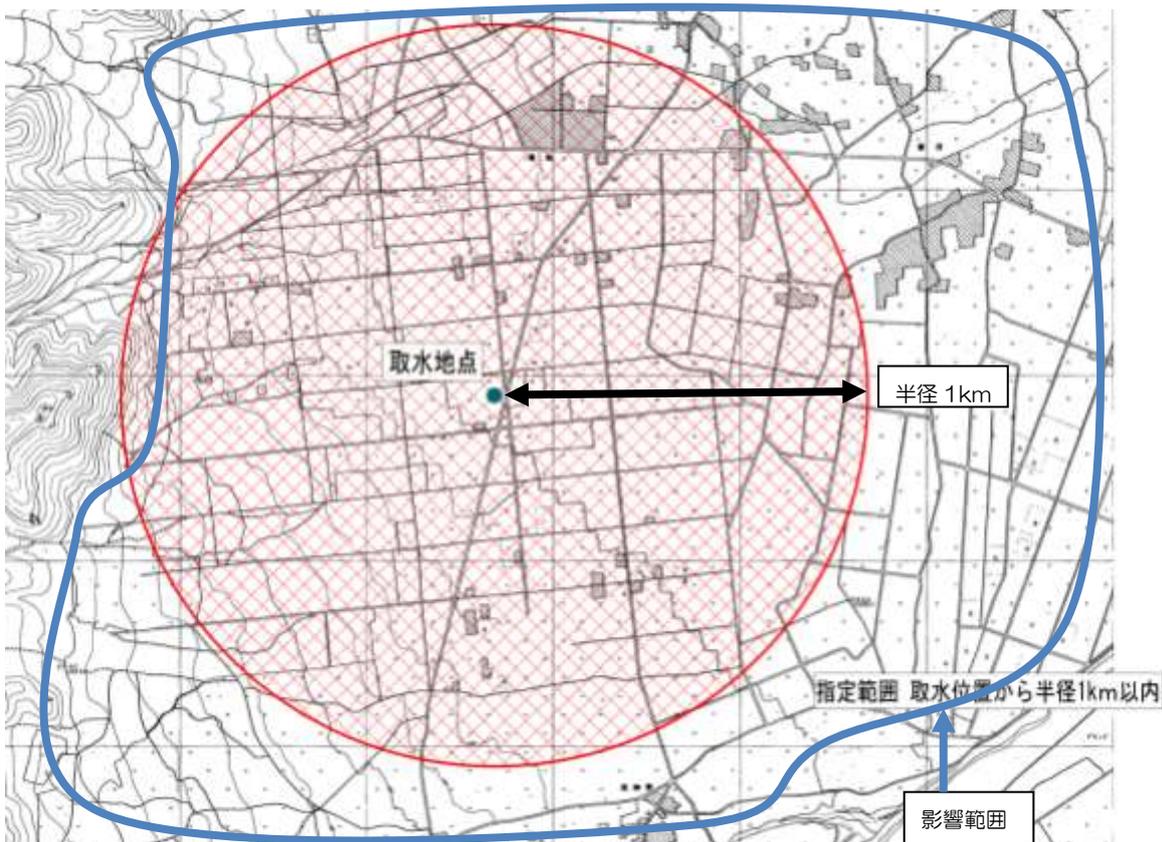
## イ 地下水の場合

取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が降下する場合におけるその範囲（以下「影響範囲」という。）の全部を基本とする。

この影響範囲について正確に把握するためには水源の立地条件等を考慮した広範囲に及ぶ調査が必要であり、この調査がされている場合にはそれにより影響範囲を確定することとする。

ただし、調査が困難である等の理由によりそれにより難しい場合には、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲について、水源の地形、地質（透水性）、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、その全部又は一部の区域をもって影響範囲とすることもやむを得ないものとする。

（下のイメージは、水源の立地条件等を考慮した適切な調査を行って判明した場合の影響範囲を青で囲み、そうした調査がない場合に影響範囲としてもやむを得ないものとする取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲と対比している。）



イ 地下水の場合 《続き》

取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が降下する場合におけるその範囲（以下「影響範囲」という。）の全部を基本とする。

この影響範囲について正確に把握するためには水源の立地条件等を考慮した広範囲に及ぶ調査が必要であり、この調査がされている場合にはそれにより影響範囲を確定することとする。

ただし、調査が困難である等の理由によりそれにより難しい場合には、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲について、水源の地形、地質（透水性）、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況を踏まえ、その全部又は一部の区域をもって影響範囲とすることもやむを得ないものとする。

なお、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲内に山林が含まれる場合のその山林部分については、一般的には、影響範囲のうち地表水の集水区域と重なる部分もかなりあると想定されることから、集水区域をもって影響範囲とみなすことができるものとする。

（下のイメージは、水源の立地条件等を考慮した適切な調査を行って判明した場合の影響範囲を青で囲み、そうした調査がない場合に影響範囲としてもやむを得ないものとする取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲及び山林部分の集水区域と対比している。）

